

報告第5号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 臨時代理の理由

令和8年第1回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和8年2月9日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を

作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

承認案第1号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和7年8月27日、市道八本松7号線において、当該道路内に設置している学校施設（雨水^{ます}枿）の管理上の^{かし}瑕疵により、当該雨水枿の蓋が貨物自動車の走行によって跳ね上がり、当該貨物自動車のオイルタンク等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年1月29日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 損害賠償の額

56万2,573円

2 債 権 者

東広島市西条中央三丁目6番12号

株式会社中電工 広島中部支社

執行役員支社長 高 橋 達 也